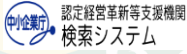


経営力強化保証制度のご案内

中小企業者の資金調達にあたって、金融機関が認定経営革新等支援機関※と連携して中小企業者の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行い、中小企業者の経営力の強化を図ることを目的とした保証制度です。

※認定経営革新等支援機関

…中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。支援機関は中小企業庁の認定経営革新等支援機関検索システムで確認ができます。



https://www.ninteishien.go.jp/NSK_CertificationArea

保証限度額	2億8,000万円（中小企業者が組合等の場合は、4億8,000万円）
保証割合	金融機関が選択した責任共有制度の方式
資金使途	事業資金（ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る） 経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る （ただし、事業計画の実施に必要な資金に限る）
保証期間 返済方法	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金5年以内、設備資金7年以内 ただし、本制度によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内とする。なお、据置期間はそれぞれの期間のうち1年以内
貸付金利	金融機関所定利率
担保・保証人	担保 必要に応じて徴求する 保証人 必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない
信用保証 料率	0.45%～1.75% 経営安定関連保証（5号）の場合 0.70% <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">概ね0.20%の引き下げになります</div> 原則、申込時の信用力に対応した保証料率よりも一区分低い料率を適用（※1、※2）
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書面が必要 ○「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ○事業行動計画書（申込人が策定したもの） ○経営安定関連保証（5号）について、市町村長の認定書

- ※1 貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定をできない場合は、通常の保証料率が適用されます。
- ※2 特別な理由なく金融機関に対する四半期毎の報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。

【お問い合わせ先】

宮崎県信用保証協会

保証部 0985-24-8253

経営支援部 0985-89-0022

公式LINEを始めました
友達登録をお願いします



 宮崎県信用保証協会
<https://www.miyazaki-cgc.or.jp>